

平成 17 年度 CDM 有効化審査等モデル事業 < 事業案件公募要領 >

この公募要領は、認証機関により審査を受けることを希望する**事業者向け**のものです。
認証機関については、現在 CDM 理事会に運営組織候補として立候補している団体の中
から、別途選定をいたします。

1. 事業名

平成 17 年度 CDM 有効化審査等モデル事業

2. 本事業の目的

具体的な CDM/JI 事業案件のプロジェクト設計書に基づいて、認定運営組織の候補となっ
ている認証機関がモデル的に CDM/JI 事業案件の有効化審査等を行うことにより、事業者のプ
ロジェクト設計書作成能力の向上を図るとともに、認証機関の経験及び知見の蓄積を図る。

3. 本事業の流れ

- ・ 国内の一般の事業者等から CDM 及び JI になりうる事業案件を募集し、評価・審査した上
で、数案件を選定。
- ・ 選定された事業案件に係るプロジェクト設計書が作成されていない場合、選定された事
業者は速やかにこれを作成する。
- ・ CDM 案件については、事務局により選定された認証機関により、モデル的に当該プロジ
ェクト活動の有効性についての審査を受ける。
- ・ JI 案件については、トラック 2 の場合を想定し、事務局により選定された認証機関により
モデル的に当該プロジェクト活動について CDM 案件に準じた審査を受ける。
- ・ 審査終了後、審査受審報告書を作成し、それを(財)地球環境センター(GEC)に提出する。
- ・ (財)地球環境センター(GEC)は、上記審査を受けるにあたって必要となる諸費用を当該事
業者に交付する。(ただし、認証費用そのものは、事務局より別途認証機関へて交付しま
すので、事業者の方での負担の必要はありません。)

注) 本事業で実施する審査は、京都議定書・マラケシュ合意に基づく正式な審査ではありません。

3. 本事業の対象となる事業案件の要件

本事業の対象となる事業案件は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) CDM/JI 事業として実現可能性があること。ただし、現に事業に着手している又は事業実
施を決定しているものである必要はなく、事業実施予定のもので可。
- (2) プロジェクト設計書を既に作成完了しているか、近々に作成可能な段階(本年9月目途)で
あるもの。(小規模CDMの場合を除き、CDM理事会において未承認の方法論を用いる場合
は、Annex3 と Annex4 についても作成すること。JI 案件についてもこれに準ずることとす
る。)
- (3) 我が国の認証機関からプロジェクト設計書の有効化審査等を受けることを認めるもの。
- (4) エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための事業であること。
- (5) 事業の内容が、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に照らして、適切な
CDM/JIの事業分野のものと認められるもの。
- (6) 事業実施主体が、破産その他の事由により、事業の適確な遂行が明らかに困難な経営状況

等にあると認められるものでないこと。

さらに、以下の要件を満たす事業案件は、優先的に採択するものとする。

- CDM/JIとしてプロジェクトの事業化の可能性が客観的に高いと認められるもの
- プロジェクト設計書の作成が完了しているもの
- 具体的にプロジェクトの事業化を図る体制が整っているもの(実際にCDM/JI事業を実施できる企業等が自ら事業案件の組成に参画しているもの、又は本事業実施に密接に関わっている等)
- 指定運営組織による正式な有効化審査等の受審を前提とした事業案件

4. 調査期間

原則として、契約締結日から平成 18 年 3 月を予定。

5. 応募方法

- (1) 以下の書類を郵送又は持参することにより提出すること(郵送の場合は、併せて確認のための電話連絡も入れること。)

ファックス及び電子メールでの提案書類の提出は受け付けない。

応募様式(「事業案件用応募様式」): 正本 1 通及び写し 2 通

提案事業者の事業内容を示す資料: 1 部

直近の決算書類等の財務内容報告書: 1 部

既にプロジェクト設計書を作成している場合はその写し: 1 部

- (2) 提案書類の受付期間

平成 17 年 7 月 1 日(金) ~ 平成 17 年 7 月 29 日(金)午後 5 時必着

(上記期間に予算額に達する応募がない場合には、期間を延長することもあります。)

- (3) 提出先(本件窓口)

財団法人 地球環境センター(GEC)事業部調査担当

担当: 佐野、窪田

〒538-0036 大阪府大阪市鶴見区緑地公園 2-110

TEL 06-6915-4121

- (4) 提案書類提出後の記入事項の修正、再提出や差し替えは原則として認めないので、内容をよく確認したうえで提出すること。

- (5) 提出された書類等については返却しない。

(以上)